インドネシアの輸出入規制に潜む
ビジネスチャンス

自己紹介

1975/4～1981/6　ヤマハ㈱入社　インドネシア工場立上支援分野配属

1981/6～1987/3　インドネシア工場生産課長　電子鍵盤楽器の組立生産

1987/3～1995/7　インドネシア工場長　電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化

1995/7～2005/3　帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト

2005/3～現在　ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立

インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家

独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアと
の関わりも51年
になりました

セミナー要旨

- インドネシア政府は、資源の保護、国内産業の保護、国民の安全と健康等の目的で、多くの輸出入品目に対して、禁止または制限の規制を設けています。

- 2024年10月21日時点の各種規制の詳細については、JETROの公式サイトから確認することが出来ます。

- これまでは日本国内での事業が主体で、外国との貿易経験を持たない中小企業において、国内取引のような感覚で輸出や輸入を進め、痛い目に遭った事例も少なくありません。

- このセミナーでは、インドネシア政府が規制を設ける根本原因を考察し、現地で輸出入事業を行う際の留意事項、そしてその裏に潜むビジネスチャンスを解説します。

目次

1. 輸入者としての資格
2. 代表的な輸入禁止・制限品目
3. 禁止・制限品目の確認方法
4. 輸入禁止・制限の理由
5. 違反した場合の処罰
6. 輸入禁止・制限の影響
7. 代表的な輸出禁止品目
8. ビジネスチャンス

1. 輸入者としての資格

- インドネシア国籍を持つ個人、あるいは外資企業を含む法人であることが大前提です。

- 個人あるいは法人は輸入業務を行う前に、以下の資格を取得する必要があります。

  1. 個人または法人の輸入者：税関総局発行の税関登録（NIK:NomorIdentitasKepabeanan）
  2. 一般の輸入者：OSSシステム発行の一般輸入者登録番号（API-U:AngkaPengenalImportirUmum）
  3. 製造業の輸入者：OSSシステム発行の一般輸入者登録番号（API-P:AngkaPengenalImportirProdusen）
  4. 特定の製品の輸入者：商業省発行の特定輸入者登録番号（NPIK:NomorPengenalImportirKhusu）
  5. 特定の製品の輸入者：商業省発行の特定製品登録輸入者（ITPT:ImportirTerdaftarProdukTertentu）

- 参考資料　インドネシアの輸入手続きの仕組み

2. 代表的な輸入禁止・制限品目

- 輸入禁止品目
  1. 白砂糖
  2. 特定の種類の米
  3. 四塩化炭素やクロロホルムのようなオゾン破壊物質
  4. 使い古しの袋や衣服
  5. フロン系のガスを使う冷却装置
  6. 炭化水素などの特定の物質を含む医薬品および食品の原料
  7. 炭化水素などの特定の物質を含む有害危険材料
  8. 有害危険材料廃棄物
  9. 植栽用の手作業工具
  10. 水銀を用いた医療器具

- 輸入制限品目および輸入条件
  1. 食品、飲料：BPOM認証あるいはHALAL認証取得
  2. 化粧品：BPOM認証あるいはHALAL認証取得
  3. 医薬品：BPOM認証取得
  4. 電子機器、工業材料など：SNI取得
  5. 中古機械設備：工業省からの推薦状
  6. 無害安全な廃棄物：生態環境・林業省からの推薦状および特別許可

3. 禁止・制限品目の確認方法

- HSコードから確認する方法（インドネシア語）
  1. Indonesia National Single WindowのINTR画面を開く
  2. 検索画面にHSコードを打ち込む
  3. 右端のActionの下にあるDetailのボタンをクリックする
  4. 下部にスクロールして、Regulasi Impor(Tataniaga Border Lartas)を開く
  5. その画面に表示される禁止・制限内容を確認する

- インドネシア税関総局の相談窓口を訪問して確認する方法
  1. HSコード、仕様書、カタログ、見本等を持参し、一般の相談窓口を訪問して問い合わせる。
  2. 予約不要で無料ですが、これが一番早くて確実な方法です。

- 契約している輸入乙仲に確認を要請する。
  1. 必要であればインドネシア税関総局に出向いてもらい、代わりに確認してもらいます。

4. 輸入禁止・制限の理由

- インドネシア国内の全ての生物の安全と衛生を守るため
  - これには、人間、動物、植物、そして生態環境が含まれます。
  - そのため、 インドネシア政府は自国に入って来る全ての物が、社会および環境に対して安全で、害をもたらすことが無いことの確認に努めています。

- インドネシア全住民の利益と安全を守るため
  - これには、倫理、社会、そしてインドネシアの文化を守ることが含まれます。
  - このため、インドネシア政府は社会に存在する色々な価値や基準を守ることに努めています。

- インドネシア国内の知的財産を守るため
  - 特定の輸入禁止はインドネシア国民が有する特許権を守るためです。
  - このため、インドネシア政府はインドネシア国民の知的財産を、違法者から守ることに努めています。

5. 違反した場合の処罰

- 輸入規制に違反した場合は、以下の様な処罰の対象となります。

1. 税関当局による物品の押収あるいは廃棄
2. 罰金および行政罰
3. 顧客からの信頼喪失と名声の失墜
4. 要注意輸出入業者としてブラックリストに記載

6. 輸入禁止・制限の影響

- 国内製造業の優位性向上
  - 輸入禁止あるいは制限は、国内の製造業の発展の機会を提供します。
  - 海外からの輸入品との競争を緩和することで、国内市場の占有率を高めることが可能となります。

- 輸入品の価格高騰
  - 輸入制限は国内市場に供給される輸入品の価格高騰を招きます。
  - これはインフレの原因となり、それらの商品の購買力を低下させます。

- 消費者にとっての損失
  - 輸入禁止や制限は、消費者にとって高価格な輸入品か、低品質な国内品の選択を強いることになります。

7. 代表的な輸出禁止品目

- 丸太：違法伐採による森林破壊を防止するため。
- 歴史文化遺産品：文化遺産の保護機関からの特別許可が必要。
- 自然の砂、土、表土：環境の持続可能性を守るため。
- 有害危険廃棄物：輸出入は厳禁。
- 希少生物：ワシントン条約を遵守する。

8. ビジネスチャンス

- 輸入禁止・制限におけるビジネスチャンス
  - インドネシア市場に根を張り成功している日本企業に共通していることは、早くから輸入制限に対処する形で、現地生産に着手し、現地化比率を高めて来たことです。

- 輸出禁止におけるビジネスチャンス
  - 1980年台初等に丸太の輸出が禁止されて以降、多くの木材産業は付加価値を高めた製品に加工して輸出するか、あるいは完成品にして国内市場に投入する形で生き延びて来ました。

- 下流化の号令に潜むビジネスチャンス
  - 現在、インドネシア政府の大きな課題は、豊富な天然資源を輸出して、海外で加工された工業材料を輸入すると言う、分断されたサプライチェーンを、上流から下流まで全て国内で実現することです。
  - 天然資源を工業材料に変換する部分のサプライチェーンに、大きなビジネスチャンスが潜んでいます。

最新のインドネシア情報はこちらから

インドネシア進出サポート公式サイト

https://www.hmkt.jp/

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです。
毎月1日発行のメルマガのバックナンバーも掲載しています。
（Googleトップランキング）

インドネシア最新情報ブログ

https://per-inc.com/blog/

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています。

インドネシア進出サポートウエブセミナー

https://www.youtube.com/channel/UCXghuRz7zRX5jLOXu75rQjQ

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています。
インドネシア週刊ニュースダイジェストも毎週月曜日に発信しています。

愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています

ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です